

## 下水道

### 農業集落排水・簡易排水の使用人数が変更になったら

農業集落排水施設使用料金と簡易排水処理施設使用料金について、次の理由などで使用人数が増減があった場合は届け出てください。

- **農業集落排水事業実施地区**／①田殿地区の一部 ②徳田地区の一部 ③吉見地区 ④熊井・奥地区 ⑤吉原地区
- **簡易排水処理事業実施地区**／栗林区

### 増減理由の例

- ・ 出生・死亡によるもの
- ・ 婚姻などによるもの
- ・ 就学や就労などに伴う転居によるもの
- ・ 施設入所などによるもの

### 問 下水道課

### 公共下水道への早期接続を お願いします

下水道は、各家庭のトイレや台所などから流される汚れた水を、安全できれいな水に処理し、川や海に返すことを目的としています。公共下水道・農業集落排水が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、できるだけ早

期に接続をお願いします。

また、供用開始から3年以内の公共下水道区域において下水道に接続された場合、早期接続奨励金制度がご利用いただけます。下水道接続が公共下水道の供用開始から

- ・ 1年以内の場合は5万円
- ・ 2年以内の場合は4万円
- ・ 3年以内の場合は2万円

を受給できます。

### 問 下水道課

### 令和3年度 和歌山県下水道排水設備 工事責任技術者資格認定共通試験

- **試験日**／11月21日(日)
- **試験会場**／和歌山商工会議所(和歌山市西汀丁36)
- **申込書配布期間**／8月10日(火)～9月3日(金)
- **申し込み方法**／8月10日(火)～9月3日(金)(当日の消印有効)の期間中、和歌山県下水道協会に郵送(特定記録郵便)で提出
- **申込書配布場所**／下水道課、県庁下水道課、県下水道公社、各振興局
- **主催**／和歌山県下水道協会

### 問 下水道課・和歌山県下水道協会

## 農業

### 親元就農を支援します 有田川町農業経営継承者支援事業

農業における次世代の中心的な役割を担うことを強く志す農業者を確保・支援することを目的とし、農業経営を継承するため就農した直後の新たな就農者に対し、予算の範囲内で有田川町農業経営継承者支援事業助成金を交付します。

### 対象者／次の①から⑥の要件をすべて満たす方

- ① 就農者の申請日における年齢が18歳以上30歳未満であり、1年以内に農業経営を継承するため就農した方。
- ② 町内に住所を有し、かつ、町内において効率的かつ安定的な農業経営を10年以上継続して行い、また地域農業の中心的な役割を担うことについて強い意欲を有している方。
- ③ 青年等就農計画の認定を受けた方で、町がその認定をした方であること。もしくは、認定農業者の子または孫(※1)であり、かつ青年等就農計画と同等の書類を作成し町に提出した方(※2)。

なお、一戸一人(原則として世帯員のみで構成される法人)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外。

※1 当該認定農業者が法人である場合は、構成員のうち農業に従事する者の子または孫を含む。  
※2 子等に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子等とみなす。

④ 年間150日以上かつ、年間1200時間以上の農業従事を行う方。

⑤ 国・県などが実施する同様の事業による補助金、交付金その他の給付金などを受けない方。

⑥ 町税を滞納していない世帯。

● **助成額**／1人当たり年間50万円を上限とします。交付期間は2年を限度とします。

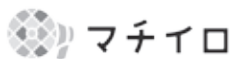
● **申請受付期間**／8月2日(月)～8月31日(火)

● **受け付け方法**／産業課窓口まで申請書を提出

※後日、審査があります。  
※その他詳細、申請書様式は町ホームページでご確認ください。

### 申問 産業課(金屋庁舎)

広報ありだがわが  
アプリで読める!



広報ありだがわと町議会広報かわらばんをアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。